

第2部 民法総則

1 1 時効

■ 29-1 時効とは

【時効】ある状態が一定期間続いた場合、たとえその状態が真実の利権関係とは違っていてもそれを認めようとする制度

時効 { 取得時効=権利を取得する場合
消滅時効=権利が消滅する場合

事例 Aが土地を放置している場合、Bが一定期間所有の意志をもって平穩かつ公然と占有することにより土地の所有権をAから取得すること=取得時効

事例 AがBに金を貸していて、Aが一定期間返せと言わずに放置している場合、Aに金を返せと言う権利が消滅してしまうこと=消滅時効

*一定期間が経過して時効が完成する場合、<権利の取得>は時効完成時ではなく時効期間開始時に遡る(144条)

条文 (時効の効力) 第144条
時効の効力は、その起算日にさかのぼる。

* 時効制度の必要性

- ① 長く続いた状態を社会一般の人が正当なものだと信頼し、その上に様々な法律関係を築き、それを壊すことは社会の法律関係を不安定にするから、
- ② 長く続いた状態は、それが真実ではなくても、それを証明するのは困難であるから。
- ③ 権利の上に眠る者は保護されない=権利を行使せずに放置する者は保護する価値はない。

原則 (取得時効)

他人の物を自分の所有物にする意思で次の期間占有し続けると、所有権等(地上権・地役権)の権利を起算日にさかのぼって取得することができる。

- ① 人の物だということを占有開始時に全く知らなかったら(善意無過失) 10年
- ② それ以外なら(悪意・善意有過失) 20年

* ①の場合について、善意無過失でないといけないうのは占有開始時だけであり、その後悪意になっても、占有期間は20年に延長されない。

* 時効の効力は、時効の期間が満了し、時効が完成すると、時効完成時ではなく起算日(占有を開始した日)にさかのぼって発生する。

条文 (所有権の取得時効) 第162条

20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。

2 10年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得する。

事例

飯地の土地を水上が善意無過失で7年間占有し、その後水上が兼信に3年間賃貸した場合、水上は飯地の土地を時効取得できる(善意無過失の占有期間10年=占有7年+賃貸3年)。

事例

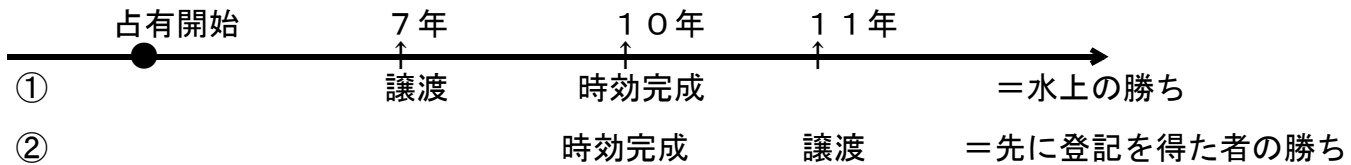
水上が藪下の飯地の土地を自分の所有物にする意思で7年間占有し、その後水上がこの土地を兼信に譲渡した場合、兼信がこの土地を時効取得しようとする時、

水上	兼信	取得時効完成まであと何年	備考
善意無過失	善意無過失	3年	占有開始時に善意無過失なら、その後悪意になっても占有期間は10年で良い。
	悪意か善意有過失	3年	
悪意か善意有過失	善意無過失	10年	占有開始時に悪意なら20年だから、7年を引いて13年占有する必要がある。でも自分が善意無過失なら自分だけの10年で良い。
	悪意か善意有過失	13年	

事例

水上が藪下の飯地の土地を時効取得する場合、水上が善意無過失で占有を開始して7年後に藪下が土地を兼信に譲渡し、その3年後に時効が完成したとき、兼信が所有権の移転登記をしてもしなくても、飯地の土地は水上の物になる。

一方、水上が善意無過失で占有を開始して10年が経ち、水上の時効が完成して1年後に藪下が土地を兼信に土地を譲渡したとき、飯地の土地は水上か兼信のうち先に登記を行った者のものになる。



事例

29-2 援用権者の「時効の援用」

時効が完全な効力を生じるためには、「時効によって利益を受ける者」(＝援用権者)が「時効の成立を主張」(＝時効の援用)しなくてはならない(145条)

29-3 時効の利益の放棄(146条)

時効の利益の放棄は、「時効期間進行前」や「時効期間進行中」ではなく、「時効完成后」でないとできない(146条)

時効期間は延長契約は結べないが、短縮することはできる(通説)

29-4 時効の中断(147条～157条)

時効の中断＝時効によって権利を失う前に打つ時効の成立を防ぐ手段
＝完成しつつある時効の進行を中断すること

時効が中断すること＝それまで進行してきた時効期間の効力が失われ、全く新たな時効が1から進行する(157条1項)

時効を中断できる事由(中断事由)

- ① 請求
- ② 差押え、仮差押、仮処分
- ③ 承認

- 請求 {
- 裁判上の請求(149条)
 - 支払督促(150条)
 - 和解の申立(151条)
 - 調停の申立(151条)
 - 破産手続参加(152条)
 - 催告(153条)

裁判上の請求を行っても、その訴えが却下された場合は中断の効力は生じない(149条)

裁判上の請求によって中断した時効は、裁判が確定するまで中断状況が続き、確定した時点から新たな時効が1から進行する(157条2項)

催告は「裁判外での請求」だから、「裁判上の請求」がなされない限り中断の効力は生じない(153条)

承認＝債権の存在を知っている旨を相手方に表示すること

29-5 時効の停止(158条～161条)

時効の停止＝特定の場合に時効の完成を一定期間猶予すること。今まで進行してきた時効期間が無効にはならない。

<特定の場合>

- ・法定代理人のいない未成年者や成年被後見人に対する権利の場合(158条1項)
- ・財産管理者に対する未成年・成年被後見人の権利の場合(158条2項)
 - ・夫婦間の権利の場合(159条)
 - ・相続財産に関する権利の場合(160条)
 - ・天災事変の場合(161条)

30-1 所有権の取得時効

* 所有権の取得時効＝他人の物を所有の意思を持って(自主占有)、一定期間、平穩にかつ公然と占有することによって所有権を取得する制度。預かる意思や借りている意思(他主占有)で占有しているだけでは取得時効にはならない。

一定期間＝①占有を始めたときに自分に所有権があると信じ(善意)、かつそう信じたことに過失のない(無過失)時には10年。②悪意または有過失の時には20年

* 所有権以外の取得時効＝所有権以外の財産権を、自己のためにする意思をもって、一定期間、平穩にかつ公然と行使することによりその財産権を取得する制度（163条）

占有を伴う権利では占有（自己のためにする意思をもって）
占有を伴わない権利では事実上の権利行使（準占有）

一定期間＝①財産権の行使を始めたとき、その財産権が自分の物であると信じ（善意）、かつそう信じたことに過失のない（無過失）ときは10年。②悪意または有過失の時には20年。

所有権以外の財産権
地上権＝他人の所有する土地を使用する権利
永小作権＝他人の土地で小作料を払い耕作又は牧畜をする物権
地役権＝他人の土地を利用する権利
賃借権＝賃貸借契約に基づいて賃借人が目的物を使用収益できる権利＝住居の所有者が変わっても賃借権により保護される

31-1 消滅時効の進行

消滅時効＝権利を行使できるにもかかわらず行使しない状態が一定期間続いたため、これまで持っていた権利が消滅する制度で、権利を行使することができる時から進行する。

- ①確定期限のある債権＝期限の到来したとき
- ②不確定期限のある債権＝期限の到来したとき
- ③期限の定めのない債権＝債権の成立したとき
- ④停止条件付債券＝条件成就のとき

31-2 消滅時効になるまでの期間

債券＝原則として10年で消滅時効にかかる（167条）

債券以外の財産＝20年（167条2項）

* 債権＝ある人が別のある人に対してお金の支払いなどの特定の要求をできる権利。

* 債権者＝債権を持つ人

* 債務者＝債権によって要求を受ける人

* 債権は目に見えない"権利"を表す言葉。債権を目に見えるようにしたのが債券

<例外>

5年＝年またはこれより短い時期をもって定めた正規給付債券（169条）

3年＝医者の治療費など（169条）

2年＝弁護士・弁護士法人・公証人の費用、学校の授業料（172条・173条）

1年＝月以下の期間を定めた使用人の給料や労働報酬、運送費、旅館の宿泊料、料理店などの飲食料（174条）

確定判決やそれと同一の効力を持つ裁判上の和解や調停によって確定した権利は、権利そのものとしては10年よりも短い消滅時効期間の定めがあっても、その消滅時効期間は10年となる（174条の2第1項）。ただし確定当時まだ弁済期がきていない債券は除く（174条の2第2項）

例 飲食料は、飲食店が1年間請求しなければ消滅時効になるが、飲食店側が客を相手に料金支払いの訴訟を起こし、それに勝訴した場合は時効期間は10年に延長される。

31-3 消滅時効にかからない権利

消滅時効にかからない権利＝所有権、占有権、質権

自己所有の土地を長期間にわたって使用せずに放置していたとしても、この土地の所有権が消滅時効にかかることはない。取得時効の反射的效果として所有権を失うことはあるが、消滅時効によって所有権を失うことはない（民法167条2項）。

取得時効完成前（後）の第三者との対抗問題

<取得時効完成前の第三者B>

Aが所有する土地をCが善意無過失で占有を開始。占有時効完成前にAは土地をBに売却し、Bが所有権の移転登記をおこなった。その後もCは占有を続け、時効が完成した。この場合、Bが先に登記をしているのだが、その後に取得時効が完成したCは所有権をBに主張（対抗）できる。占有者Cは取得時効が完成すれば、占有者Cに登記がなくてもBに対抗できる。

C
↓①占有、③時効完成

A→B

②売却、登記

<取得時効完成後の第三者B>

Aが所有する土地をCが善意無過失で占有を開始。占有時効完成後に、Aがその土地をBに売却した。この場合、時効完成によって土地の所有権は占有者Cに移転していて、Aがその土地をBに売却したら、Aを中心としてBとCに二重譲渡したことになる。よって、先に登記をした方が相手方に対抗（所有権を主張）できる。

C
↓①占有、②時効完成

A→B

③売却

第 144 条

(時効の効力)
第百四十四条 時効の効力は、その起算日にさかのぼる。

解説

時効の起算点は、消滅時効の場合「権利を行使できる時」であり、取得時効の場合「占有を開始した時点」である。

時効には遡及効がある。

消滅時効の場合、例えば借金について消滅時効が完成すれば起算日にさかのぼって、それはなかったことになるので、利息や遅延損害金を払わなくてもよくなる。

取得時効の場合には、起算日からその権利(所有権とか)をもっていたことになる。また、これは原始取得※になる。つまり、土地を時効取得したら、たとえその土地に抵当権等の担保権などが付着していたとしても、それらのない土地の所有権を取得することになる。

※ 原始取得とは、ある権利を他人の権利に基づかないで取得すること。

第 145 条

(時効の援用)
第百四十五条 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

解説

時効が完成すれば、自動的に借金がなくなったり、所有権が手に入ったりするわけではない。**時効の援用**(時効消滅なり時効取得なりの**主張**)をして、はじめてそうなる。

例えば、Aから15年前に借金していたBが返済を求められ、払わないでいたところAは裁判を起したとする。ここでBが何も言わないと裁判官は、「確かにBはAから借金をしている。よって返済を命じる。」と判決を下す。一方、Bが「Aからの借金は15年前なので消滅時効の成立を主張します(時効の援用)。」と言えば、裁判官は、「Aからの借金は時効により消滅した。よって返済しなくてもよい。」と判決するわけ。

時効の援用権者について、時々出題がある。

【判例】 時効の援用権者は、時効により直接に利益を受ける者をいう。
通説では、「時効により直接又は間接に利益を受ける者」なので、これをヒッカケ的に誤りの肢にしてくる可能性がある。

《時効の援用権者にあたる具体例》

- ・債務者
- ・(主たる債務の時効が完成したときの)保証人、連帯保証人、物上保証人、抵当不動産の第三取得者(判例)

《時効の援用権者にあたらぬ具体例》

- ・先順位抵当権者の被担保債権の消滅について後順位抵当権者(判例)
- ・土地所有権の取得時効について、その土地上の家屋賃借人(判例)

【判例】 消滅時効完成後に債務承認をしたら、たとえ時効完成を知らずにしたとしても、もはや信義則上※、時効の援用はできなくなる。

時効完成を知らないでうっかり、「そのうち払う」とか「次のボーナスまでまって」とか言っちゃたり、「いま持ち合わせがないのでとりあえずこれだけ払う(一部弁済)」なんてしちゃったら、もう時効援用はできませんということ。

もちろん、その後あらたに時効が完成すれば話は別。承認後、再度時効が完成すればそれは援用できる。
※ 債権者からすると、時効が完成しているのに、債務者が「払います」とか「待ってくれ」とか言う(債務承認する)ということは、債務者には時効の援用をする気はないのだなという期待を持つことになるから、その期待を裏切るとは信義則に違反することになるわけ。

【判例】 時効の援用の効果は相対的である。他の援用権者には影響しない。

第 146 条

(時効の利益の放棄)
第百四十六条 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

解説

この規定がないと、債権者は債務者に事前放棄を求めることになるのが当然であり、そうなると時効制度の趣旨が没却してしまう。
時効完成後に放棄をすることは 145 条の趣旨にも合致し、有効である。
放棄の効果は相対的であり、放棄したものだけが援用権を失う。たとえば、主たる債務者が放棄をしても、その保証人や物上保証人は時効援用できる。
なお、前条のところでふれた「時効完成後の債務承認」と、この時効利益の放棄がごっちゃになりやすいので、べつものと理解しておくこと。
時効利益の放棄は、時効の完成を知ってなすものである。したがって、時効完成後に、それを知ってなす債務承認は、時効利益の放棄となりうる。
一方、時効完成後に、それを知らずになす債務承認は時効利益の放棄にはならない。しかし、時効完成後に債務承認があった場合に、時効の援用の認められるのは、前述のとおり債権者の期待を害することになるので具合が悪い。そこで知っていようが知らなかろうが「時効完成後の債務承認」をしてしまったら、信義則上時効の援用を許さないことにしている（前条であげた判例）。

第 147 条

(時効の中断事由)
第百四十七条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。

- 一 請求
- 二 差押え、仮差押え又は仮処分
- 三 承認

解説

時効が中断すると、一時停止するのではなく、振り出しに戻る。つまり、「はい、また 20 年がんばりましょう」とかになる。

請求には、a.裁判上の請求（訴えを提起するなど）と、b.裁判外の請求（払ってよと言うとか、請求書を送りつけるとか）、がある。そして、ここで b.裁判外の請求は催告（153）となり、弱い中断効しかない。

承認とは、権利の不存在（取得時効）や権利の存在（消滅時効）を権利者に対して表示すること。たとえば、取得時効の場合、私のものではないと認める。消滅時効の場合、借金があることを認める。

【判例】 一部弁済する、利息の一部を払う、弁済の猶予を頼むなどは承認にあたる。

未成年者が単独でした債務承認は、取消できる。

あと、おおざっぱに、裁判上の請求などは、却下とか取下げとか、なにかけちがついたら中断効がなくなるとだけ覚えておこう。下にいちおう条文をあげておくが逐一憶えなくてもいい。

なお取得時効には、上記以外にも、占有の中止等が時効中断事由となる。

(占有の中止等による取得時効の中断)

第百六十四条 第百六十二条の規定による時効は、占有者が任意にその占有を中止し、又は他人によってその占有を奪われたときは、中断する。

H7 問 3

H21 問 3

【参考】

(裁判上の請求)

第百四十九条 裁判上の請求は、訴えの却下又は取下げの場合には、時効の中断の効力を生じない。

(支払督促)

第百五十条 支払督促は、債権者が民事訴訟法第三百九十二条に規定する期間内に仮執行の宣言の申立てをしないことによりその効力を失うときは、時効の中断の効力を生じない。

(和解及び調停の申立て)

第百五十一条 和解の申立て又は民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）若しくは家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）による調停の申立ては、相手方が出頭せず、又は和解若しくは調停が調わないときは、一箇月以内に訴えを提起しなければ、時効の中断の効力を生じない。

(破産手続参加等)

第百五十二条 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加は、債権者がその届出を取り下げ、又はその届出が却下されたときは、時効の中断の効力を生じない。

(差押え、仮差押え及び仮処分)

第百五十四条 差押え、仮差押え及び仮処分は、権利者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消されたときは、時効の中断の効力を生じない。

第 153 条

(催告)

第一百五十三条 催告は、六箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事事件手続法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

解説

我々が日常語で請求といえ、ば、「お金はらってよ」「お金かえしてよ」と言ったり、請求書を送りつけたりすることであるが、これらは裁判外の請求であり、ここではこの催告にあたる。条文のとおり、いわば6ヶ月の猶予期間が与えられ、その期間内に法的な強力な手段にうったえてはじめて、催告時点における中断がおこる。

【判例】 催告後6ヶ月以内に、再度催告しただけなら時効は中断しない。(時効は完成してしまう)

第 162 条

(所有権の取得時効)

第一百六十二条 二十年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。

2 十年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得する。

解説

所有の意思とは、目的物を自分の物として取り扱うこと。他人の物を借りている場合には、所有の意思はないことになる。

他人の土地の占有者がその土地を第三者に賃貸しているときも、間接占有として、占有継続が認められる。

占有開始時点で、善意無過失であれば、その後悪意になったとして10年で時効取得する。

【判例】 2項に「他人の物」とあるのは、一般的な例示であり、自分の物を時効取得できないという意味ではない。自己物も時効取得できる。

【判例】 物の一部(たとえば一筆の土地の一部)についても時効取得できる。

第 163 条

(所有権以外の財産権の取得時効)

第一百六十三条 所有権以外の財産権を、自己のためにする意思をもって、平穩に、かつ、公然と行使する者は、前条の区別に従い二十年又は十年を経過した後、その権利を取得する。

解説

所有権以外の財産権で時効取得が認められるものとして、

1. 地上権、地役権、質権など

2. 不動産賃借権(判例)

不動産賃借権を時効取得するという状況がイメージしにくいと思うので、例で説明する。

Aは甲土地とそれに隣接する乙土地を所有していた。AはBと甲土地の賃貸借契約を結んだ。Bは、甲乙両土地あわせて甲土地と思い違いをして、両土地にまたがる家を建てて住んでいた。その後相当の期間が経過してからAが現地を見たところ、貸していない乙土地の上にも建物が建っているのを見つけ、怒ったAは乙土地上の建物を収去せよ(乙土地の所有権に基づく妨害排除請求)とBに請求した。困ったBは、乙土地の賃借権について時効による取得を主張した。そこで裁判所はBの主張を認めた。

第 166 条、第 167 条

(消滅時効の進行等)

第百六十六条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

2 前項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を中断するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

(債権等の消滅時効)

第百六十七条 債権は、十年間行使しないときは、消滅する。

2 債権又は所有権以外の財産権は、二十年間行使しないときは、消滅する。

解説

「権利を行使できる時」とは、
確定期限の債権は、期限到来時
不確定期限の債権は、期限到来時 (履行遅滞の「知ったとき」と混乱しないこと)
期限の定めのない債権は、原則として債権成立時 ※
債務不履行の損害賠償請求権は、本来の履行を請求できるとき
不法行為による損害賠償請求権は、被害者又は法定代理人が損害及び加害者を知ったとき

※ 期限の定めのない債権の典型は、売買で代金の支払期限を定めなかった場合とか。このとき債権成立時、すなわち売買契約の成立時から時効は進行する。なお「出世したら借金を返す」というような場合は、債権成立から相当期間経過後。

2項は気にしなくてよい。(消滅時効と取得時効はそれぞれ別個の制度ですよとっている。)

所有権は消滅時効にかからない。

債権は10年間の不行使で消滅する。

債権でも所有権でもない権利(地上権とか地役権とか)は20年間の不行使で消滅。

抵当権は、債務者・抵当権設定者に対しては、被担保債権と同時になければ時効消滅しない(396)ので注意。

第 174 条の 2

(判決で確定した権利の消滅時効)

第百七十四条の二 確定判決によって確定した権利については、十年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、十年とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利についても、同様とする。

2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

解説

いわゆる短期消滅時効の債権も、確定判決まで出たら10年物になるという規定。証拠力が強固になるから。

短期消滅時効については、「飲み屋のツケは1年」などがよく知られていると思うが、逐一憶える必要はない。ただ169条の定期給付金の5年というのは、マンション管理費がこれにあたる(つまり、区分所有者が管理組合に払うマンション管理費は5年で消滅時効にかかる)という判例があり、宅建的にほちょっと気になるところ。

【参考】

(定期給付債権の短期消滅時効)

第百六十九条 年又はこれより短い時期によって定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、五年間行使しないときは、消滅する。

平成 22 年度 問 3

所有権及びそれ以外の財産権の取得時効に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

- 1 土地の賃借権は、物権ではなく、契約に基づく債権であるので、土地の継続的な用益という外形的かつ客観的事実が存在したとしても、時効によって取得することはできない。(賃借権の時効取得・第 163 条・判例)
- 2 自己の所有と信じて占有している土地の一部に、隣接する他人の土地の筆の一部が含まれていても、他の要件を満たせば、当該他人の土地の一部の所有権を時効によって取得することができる。(取得時効の要件・効果・第 162 条)
- 3 時効期間は、時効の基礎たる事実が開始された時を起算点としなければならない、時効援用者において起算点を選択し、時効完成の時期を早めたり遅らせたりすることはできない。(時効完成時点の決定・判例)
- 4 通行地役権は、継続的に行使され、かつ、外形上認識することができるものに限り、時効によって取得することができる。(所有権以外の取得時効・第 183 条)

解説

1. 誤り。取得時効とは、物を一定期間占有したとき、その物の権利を取得することができるというものです。民法では、所有権の取得時効を規定しているだけでなく、地上権・地役権などの物権の取得時効も規定されています。
更に問題文の(土地の)賃借権という債権についても、取得時効が成立するかについて、取得時効は「物」を支配するという事実状態を尊重するもので、債権は取得時効の対象にはならないとする考えもできますが、判例は、不動産賃借権は地上権と同様に不動産を占有する権利であるので、民法第 163 条の財産権に含まれ、取得時効が成立するものとしています。
2. その通り。隣接する他人の土地の一部(一筆)も時効取得できる(判例)。ここでは「自己の所有と信じて」とあるので、10 年間平穩かつ公然とその土地の一部を占有すれば、時効によってその土地の一部の所有権を取得することができる。5 年後にその土地が隣地の土地と知っても(悪意者になっても)、10 年で取得時効となる。
3. その通り(判例)。時効完成時点を自由にできることになれば、つまり借金の時効がどうにでもなれば、社会は混乱するので、時効完成時期を早めたり遅らせたりすることはできない。特に、第三譲受人との関係(時効完成前・後で異なる)などに影響することになる。
4. その通り。1 の説明の通り。民法の条文(183 条)どおり。なお、「継続的に行使され、かつ、外形上認識することができるものに限り」と厳しい限定をつけているのは、好意で隣人の通行を黙認していたら突然、通行地役権(物権という強力な権利である)の時効取得を主張されたなどということが起きないようにである。

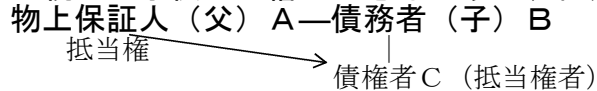
平成12年度 問2

Aは、BのCに対する金銭債務を担保するため、A所有の土地に抵当権を設定し、物上保証人となった。この場合、民法の規定及び判例によれば、次の記述のうち誤っているものはどれか。

- 1 Aは、この金銭債務の消滅時効を援用することができる。(時効の援用・145条)
- 2 Aが、Cに対し、この金銭債務が存在することを時効期間の経過前に承認した場合、当該債務の消滅時効の中断の効力が生じる。(債務の承認・156条)
- 3 Bが、Cに対し、この金銭債務が存在することを時効期間の経過前に承認した場合、Aは、当該債務の消滅時効の中断の効力を否定することができない。(債務の承認・156条)
- 4 CからAに対する不動産競売の申立てがされた場合、競売開始決定の正本がBに送達された時に、この金銭債務の消滅時効の中断の効力が生じる。(消滅時効の中断・147条判例)

解説

父親Aが子供Bが借金できるように、自分の土地に抵当権を設定して半歩提供者になった。



1. その通り。父親Aは債権者Cに対して時効が成立したことを主張して、消滅時効の利益を受ける意思表示(時効の援用)ができる。時効を当事者以外の人が援用しても効果がない。時効を援用できるのは物上保証人、保証人、抵当不動産の第三者取得者で、父親Aは物上保証人だから○。
2. 誤り。お父さん(物上保証人)が債権者Cに対して、金銭債務があることを時効が成立するまえに認め、利息を払ったり代金の一部を弁済しても、子供Bの借金の消滅時効は中断しない。物上保証人は「債務の承認」ができないから。
3. その通り。子供(債務者)Bが債権者Cに対して時効成立前に借金があることを認めた(債務の承認)場合、この借金の消滅時効は中断する。お父さんがそれに文句を言っても中断を阻止できないから○。
4. その通り。子供(債務者)Bが債権者Cにたいして債務の承認をしていないのに、債権者Cが父親Aに対して抵当物件の競売をしようとしたら、お父さんAのところに競売開始決定の通知(正本)が送られてきた時点で消滅時効は中断するので○。

平成 17 年度 問 4

Aが有する権利の消滅時効に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

1 Aが有する所有権は、取得のときから20年間行使しなかった場合、時効により消滅する。(所有権の消滅時効・162条)

2 AのBに対する債権を被担保債権として、AがB所有の土地に抵当権を有している場合、被担保債権が時効により消滅するか否かにかかわらず、設定時から10年が経過すれば、抵当権はBに対しては時効により消滅する。(抵当権と被担保債権の消滅時効・396条)

3 AのCに対する債権が、CのAに対する債権と相殺できる状態であったにもかかわらず、Aが相殺することなく放置していたためにAのCに対する債権が時効により消滅した場合、Aは相殺することはできない。(債権の相殺・508条)

4 AのDに対する債権について、Dが消滅時効の完成後にAに対して債務を承認した場合には、Dが時効完成の事実を知らなかったとしても、Dは完成した消滅時効を援用することはできない。(時効完成後の債務の承認・156条、判例)

解説

1. 誤り。所有権は使わなくても消滅しない。でも、他人が一定期間占有すると取得時効で所有権がなくなることはある。

2. 誤り。債権者Aは債務者Bにお金を貸している。お金が返ってこないと困るので、B所有の土地に抵当権(物権)を設定してもらって、賃金債権を被担保債権(債権)にした。債権者Aにとって、もし賃金債権(お金を返してもらう権利)だけ残って抵当権(土地を競売してお金を取り戻す権利)だけが消滅すると困るので、債務者Bの設定した抵当権の消滅時効と被担保債権の消滅時効は同時じゃないといけない。

3. 誤り。AさんがBさんに10万貸していて、BさんもAさんに10万貸している。Aさんの賃金債権が時効で消滅しても、その債権が相殺できる状態(相殺適状)なら、Cさんに相殺してもらうことができる。

4. その通り。債権者Aさんは債務者Bさんにお金を貸していて、返済期限を6月末日にして、その賃金債権の時効が7月1日から始まり、10年が経過するとその債権は時効消滅した。時効前にBさん(時効によって利益を受ける人)が債務を認めたら(債務の承認)時効は消滅する。でも時効消滅後に債務を承認したら「お金を返します」と言うようなもので、Aさんはホッとするのだけど、時効完成を知って「やっぱり返しません」(時効の援用)というのは信義則に反するのでダメ。

平成 21 年度 問 3

Aは、Bに対し建物を賃貸し、月額 10 万円の賃料債権を有している。この賃料債権の消滅時効に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

- 1 Aが、Bに対する賃料債権につき支払督促の申立てをし、さらに期間内に適法に仮執行の宣言の申立てをしたときは、消滅時効は中断する。(支払督促・民法150条)
- 2 Bが、Aとの建物の賃貸借契約締結時に、賃料債権につき消滅時効の利益はあらかじめ放棄する旨約定したとしても、その約定に法的効力は認められない。(時効の利益の放棄・民法146条)
- 3 Aが、Bに対する賃料債権につき内容証明郵便により支払を請求したときは、その請求により消滅時効は中断する。
- 4 Bが、賃料債権の消滅時効が完成した後にその賃料債権を承認したときは、消滅時効の完成を知らなかったときでも、その完成した消滅時効の援用をすることは許されない。

解説

1. その通り。大家のAさんは店子のBさんに建物を月10万で貸していて、Bさんが家賃を払わないとき、Aさんは家賃の支払督促と仮執行の宣言を簡易裁判所に申し立てれば、家賃の時効消滅は中断する。
2. その通り。大家のAさんと店子のBさんがする建物の賃貸借契約の中で「大家のAさんが払えと言わなくて時効になっても絶対お金は払います」と約束(約定やくじょう)してもその約束は法的効果はない。時効の利益は前もって放棄できない。
3. 誤り。大家のAさんが店子のBさんに内容証明郵便で家賃の支払いを請求(催告)しただけでは時効は中断せず、催告から6ヶ月以内に裁判上の請求をしないとダメ。
4. その通り。店子のBさんが家賃(賃料債務)の時効が消滅した後でその債務を承認したら、Bさんが消滅時効のことを知らなくても、時効の利益を受ける意思があると(時効の援用)言うことができない。「金を払う(承認)」と言ったり「金は払わない(援用)」と言ったりするのは、信義則に反するからダメ。

大家=賃貸人(ちんたいにん)
店子=賃借人(ちんしゃくにん)

支払督促=大家のAさんが家賃を払え!という支払命令書を簡易裁判所から店子のBさんに送ってもらうこと

仮執行宣言=支払督促状を簡易裁判所から受け取った日から2週間以内に店子のBさんが文句(督促異議申立)を言わなければ、「差し押さえなどの強制執行を本当にやるゾ」と宣言すること

時効の中断事由(時効期間を中断させる手段)

請求	<p>■裁判上の請求 裁判所に訴えると、訴えた時点で時効が中断します。 ただし、訴えが却下されたり、取り下げたりすると、時効中断の効果は生じません(中断しなかったことになる)。</p> <p>■裁判外の請求(催告) 例えば、内容証明郵便等で催告した場合です。この場合、催告しただけでは、時効は中断せず、催告してから6ヶ月以内に裁判上の請求をすると、時効は中断します。そして、この場合、催告をした時点にさかのぼって時効中断の効果が生じます。</p>
差押、仮差押、仮処分	いずれも裁判所の手続きとなり、申し立て時に時効が中断します。
承認	時効によって利益を受ける者(上記例では、お金を借りたB:債務者)が自らの債務を認めた場合、時効が中断します。 この承認は裁判外でも有効です。

宅建の受験生で苦手な方も多いですが、ここで落とすと合格できないでしょう!
絶対覚えてください!

平成7年度 問3

AのBに対する債権（連帯保証人C）の時効の中断に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

債権者A→債務者B

↓

連帯保証人C

1 AがCに対して訴訟により弁済を求めた場合、Bの債務については、時効中断の効力は生じない。（連帯保証人への請求と時効の中断・民法458条）

債権者A→債務者B

↓弁済訴訟

連帯保証人C

2 AがBに対して訴訟により弁済を求めても、その訴えが却下された場合は、時効中断の効力は生じない。（訴訟の却下・民法149条）

3 AがBに対して訴訟により弁済を求めた場合、Cの債務についても、時効中断の効力を生じる。（連帯債務規定・民法458）

4 BがAに対して債務の承認をした場合、Bが被保佐人であって、保佐人の同意を得ていなくても、時効中断の効力を生じる。

解説

1. 間違い。連帯保証人は債務者と同じ。Cさんへの弁済の訴訟は、債務者Bさんにも効力が及ぶ。もしCさんへの履行請求の効力がBさんに及ばないのなら、債務者Bさんは消滅時効が成立して、Cさんに借金を肩代わりしてもらっているのに、自分だけ借金がなくなるというのは不公平。

2. その通り。裁判による請求は、その訴えが却下されたり取り下げられたりしたら、時効は中断しない。

3. その通り。債権者Aさんが債務者Bさんに弁済を請求したら、債務者Bさんの時効だけでなく連帯保証人Cさんの時効も中断する。

4. その通り。債務者Bさんが被保佐人で、補佐人の同意を得ずに債務を承認しても、時効は中断する。なぜなら、「債務の承認」は補佐人の同意が必要な行為ではないから。補佐人の同意が必要な行為は、持っている権利を放棄したり、新たに義務を負担する行為。「債務の承認」は現にある権利や義務を認めるだけだからそれに当たらない。

債権者A→債務者B（被保佐人）

↓

連帯保証人C

平成10年度 問2

所有の意思をもって、平穩かつ公然にA所有の甲土地を占有しているBの取得時効に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

1. Bの父が15年間所有の意思をもって平穩かつ公然に甲土地を占有し、Bが相続によりその占有を承継した場合でも、B自身が生後5年間占有しただけでは、Bは、時効によって甲土地の所有権を取得することができない。(占有の継承・187条)
2. Bが2年間自己占有し、引き続き18年間Cに賃貸していた場合には、Bに所有の意思があっても、Bは、時効によって甲土地の所有権を取得することができない。(代理占有・181条)
3. DがBの取得時効完成前にAから甲土地を買い受けた場合には、Dの登記がBの取得時効完成の前であると後であるとを問わず、Bは、登記がなくても、時効による甲土地の所有権の取得をDに対抗することができる。(取得時効完成前の第三者)
4. 取得時効による所有権の取得は、原始取得であるが、甲土地が農地である場合には、Bは、農地法に基づく許可を受けたときに限り、時効によって甲土地の所有権を取得することができる。

解説

1. 誤り。お父さんの占有を引き継いだBさんは、「①自己の占有のみ」か「②自己の占有に前の占有者の占有者を併せて」のどちらかを主張できる。②を選んだ場合、Bさんはお父さんの占有期間15年と合わせて5年間占有すれば時効が成立する。

2. 誤り。Bさんが甲地を2年間占有して、Bさんに甲地を貸してもらった賃借人Cさんが18年間代理占有したら、占有期間を合わせて20年になってBさんは甲地を時効取得できる。

3. その通り。Bさんの取得時効が完成する前に、Aさんは甲地をDさんに売却したら、Dさんの登記が時効の前でも後でも、Bさんに登記がなくても、BさんはDさんに勝てる。これは詐欺や脅迫の「取り消し前の第三者」と同じ構図。第三者のDさんには悪いけど、取得時効の権利を主張したBさんの勝ち。

甲地 ①占有開始 ③取得時効完成

売り主A—占有者B

↓②売却

買主D(第三者)

でも、時効完成後にAさんがDさんに甲地を譲渡した場合には、Bさんが登記をしていなければ、Dさんの勝ち。

甲地 ①占有開始 ②取得時効完成

売り主A—占有者B

↓③売却

買主D(第三者)

4. 誤り。取得時効と農地法は無関係。確かに農地の権利移動には農地法第3条または第5条の許可が必要だけど、取得時効とは関係ない。

取得時効のポイント

① 所有の意思を持って占有を開始しているか？

② 占有開始時に悪意か善意か？ → 善意(10年で時効完成)・悪意(20年で時効完成)

* 問題文に善意・悪意の記載がない場合は、悪意と考える。

* 占有開始時に善意の者は、悪意者にはならない。

③ 時効取得は、原始取得

④ 占有が承継される場合は、そのまま引き継げる。

⑤

・取得時効完成前 占有者 登記なくして対抗できる。

・取得時効完成後 占有者 登記がなければ対抗できない。

平成16年度 問5

A所有の土地の占有者がAからB、BからCと移った場合のCの取得時効に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

1 Bが平穩・公然・善意・無過失に所有の意思をもって8年間占有し、CがBから土地の譲渡を受けて2年間占有した場合、当該土地の真の所有者はBではなかったとCが知っていたとしても、Cは10年の取得時効を主張できる。(占有の継承・187条)

2 Bが所有の意思をもって5年間占有し、CがBから土地の譲渡を受けて平穩・公然に5年間占有した場合、Cが占有の開始時に善意・無過失であれば、Bの占有に瑕疵があるかどうかにかかわらず、Cは10年の取得時効を主張できる。(占有の継承・187条)

3 Aから土地を借りていたBが死亡し、借地であることを知らない相続人Cがその土地を相続により取得したと考えて利用していたとしても、CはBの借地人の地位を相続するだけなので、土地の所有権を時効で取得することはない。(他主占有の自己占有への転換・185条)

4 Cが期間を定めずBから土地を借りて利用していた場合、Cの占有が20年を超えれば、Cは20年の取得時効を主張することができる。

解説

1. その通り。占有の承継があった場合に取得時効が成立するためには、第一走者が大切。占有を開始するときに最初の占有者が善意無過失だったら、途中で人が代わってもずっと善意無過失が継承される。第一走者のBが平穩・公然・善意・無過失だったら、Cが悪意でも10年経ったら取得時効が成立する。

2. 誤り。取得時効の期間は第1走者で決まる。占有開始者はBさんだから、Bさんに瑕疵があれば(悪意だったら)それがずっと引き継がれるので、取得時効が成立するためには20年経たないといけない。「Bの占有に瑕疵があるかどうかにかかわらず」が誤り。

3. 誤り。取得時効には「所有の意思」が必要だけど、Bさんはただの賃借人(他主占有)だから取得時効のカウントダウンは始まらない。でも、Cさんは甲地を相続(自主占有)してるので「所有の意思」がある。このまま平穩かつ公然と占有を続ければ10年、もしくは20年で時効取得できる。

甲地
賃貸人A—賃借人B(死亡)

↓
相続人C

4. 誤り。Cさんはただの賃借人だから所有の意思がないので、Cさんが取得時効できない。

平成 26 年度 問 3

権利の取得や消滅に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

- 1 売買契約に基づいて土地の引渡しを受け、平穩に、かつ、公然と当該土地の占有を始めた買主は、当該土地が売主の所有物でなくても、売主が無権利者であることにつき善意で無過失であれば、即時に当該不動産の所有権を取得する。(即時取得・192条)
- 2 所有権は、権利を行使することができる時から 20 年間行使しないときは消滅し、その目的物は国庫に帰属する。(債権等の消滅時効・167条2項)
- 3 買主の売主に対する瑕疵担保による損害賠償請求権には消滅時効の規定の適用があり、この消滅時効は、買主が売買の目的物の引渡しを受けた時から進行する。(債権の消滅時効・167条1項)
- 4 20 年間、平穩に、かつ、公然と他人が所有する土地を占有した者は、占有取得の原因たる事実のいかんにかかわらず、当該土地の所有権を取得する。(所有の意思・162条)

解説

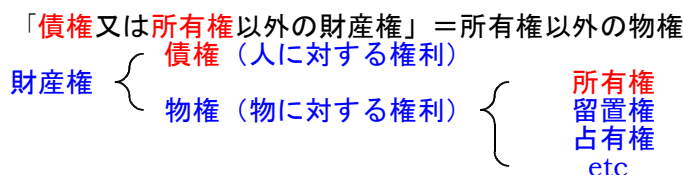
1. 誤り。AさんはBさんからパソコン(動産)を借りていて、Aさんはお金に困ってそのパソコンをCさんに売ってしまった。AさんとCさんは売買契約にもとづいて、パソコンをCさんに引き渡し、平穩かつ公然と甲地の占有を始めた。Bさんがパソコンの本当の所有者じゃない(無権利者)ことをCさんが知らなければ(善意・無過失)、Cさんはパソコンを即時取得(善意取得)することができる。所有者Bさんは可哀想だけど、買ったパソコンの本当の所有者がいきなり現れて返せ!と言われるCさんを保護しないと、経済が成り立たなくなる。取引の安全を守るために無権利者Aさんと取引をしたCさんを守るわけだ。でも、パソコンの所有者Bさんも、貸してる間にパソコンがなくなったのだから可哀想。だからCさんは善意・無過失じゃないといけない。

でも、問題文の場合、AさんはBさんから甲地(不動産)を借りていて、Aさんはお金に困ってその土地をCさんに売ってしまった。AさんとCさんは売買契約に基づいて、甲地をCさんに引き渡し、平穩かつ公然と甲地の占有を始めた。Bさんが甲地の本当の所有者じゃない(無権利者)ことをCさんが知らなくても(善意・無過失)、Cさんは甲地を即時取得することはできない。10年間の占有で時効取得できる。パソコンは比較的価値が低いので、本当の所有者Bさんを犠牲にしても取引の安全を守るのだけど、不動産は高価だから、即時取得は成立しない。

2. 誤り。「債権又は所有権以外の財産権」という条文の日本語が曖昧でわかりにくい。第1項は「債権」、第2項は「債権、所有権以外財産権」のことを言っている。本当なら「債権以外」が不要で「所有権以外の物権」と言わないといけない。債権の消滅時効は10年、所有権以外の物権の消滅時効は20。つまり、所有権には消滅時効がないと言ってるだけ。

3. その通り。損害賠償請求権は債権だから、10年で消滅時効が完成する。買主が目的物に瑕疵を見つけたのは、それを売主から引き渡されたとき。10年以上立ったら、経年変化による瑕疵と区別がつかない。

4. 誤り。「占有取得の原因たる事実のいかんにかかわらず」がダメ。「所有の意思」が必要。たとえば土地新貸借契約などの「賃貸」には所有の意思はない。



平成 27 年度 問 4

A 所有の甲土地を占有している B による権利の時効取得に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

(甲地)
所有者 A - 占有者 B (賃貸権相続)

1 B が父から甲土地についての賃借権を相続により承継して賃料を払い続けている場合であっても、相続から 20 年間甲土地を占有したときは、B は、時効によって甲土地の所有権を取得することができる。(所有の意思・162 条)

(甲地)
所有者 A - 占有者 B (賃貸権相続)
↑
B の父親

2 B の父が 11 年間所有の意思をもって平穩かつ公然に甲土地を占有した後、B が相続によりその占有を承継し、引き続き 9 年間所有の意思をもって平穩かつ公然に占有していても、B は、時効によって甲土地の所有権を取得することはできない。(占有の継承・187 条)

(甲地)
所有者 A - 父親 (11 年間占有)
↓ 占有継承
B (9 年間占有)

3 A から甲土地を買い受けた C が所有権の移転登記を備えた後に、B について甲土地所有権の取得時効が完成した場合、B は、C に対し、登記がなくても甲土地の所有者であることを主張することができる。(取得時効完成前の第三者・162 条)

(甲地) ② 売買
売主 A → 買主・第三者 C ③ 登記
↑
占有者 B
① 占有 ④ 取得時効完成

4 甲土地が農地である場合、B が A と甲土地につき賃貸借契約を締結して 20 年以上にわたって賃料を支払って継続的に耕作していても、農地法の許可がなければ、B は、時効によって甲土地の賃借権を取得することはできない。

解説

1. 誤り。A 所有の甲地を平穩占有している B が、その父から賃借権を相続して甲地の賃料を支払っているなら、「所有の意思を持って占有」していることにならないから。

2. 誤り。B の父親が所有の意思を持って平穩かつ公然と 11 年占有した後、B がそれを引き継ぎ所有の意思を持って平穩かつ公然と甲地を 9 年占有したら、B は占有期間を継承して 20 年占有したことになる。第一走者の B の父親が、占有開始時に善意無過失でも、悪意有過失でも、20 年占有が継承されれば甲地を時効取得できる。

3. その通り。取得時効に登記は不要。登記は所有権者がやれることで、占有者 B さんには最初から無理。第三者 C さんは A さんの立場を引き継ぐだけで、所有権が A → C → B と移るに過ぎない。だから占有者 B さんは C さんに登記がなくても勝てる。一方、時効完成後の第三者 C さんは占有者 B さんに登記があれば勝てる。取得時効後所有権を手に入れた B さんが登記しないのが悪い。登記をした C さんの勝ち。

(甲地) ③ 売買
売主 A → 買主・第三者 C ④ 登記
↑
占有者 B
① 占有 ② 取得時効完成

4. 誤り。取得時効できるのは所有権だけでなく地上権や地役権の物権も含まれる。賃借権は物権ではなくて債権だから取得時効できないと思うかも知れないけど、判例により賃借権も取得時効可能。<判例> A さんがウソの地主の B さんと土地賃貸借契約を結び、A さんは土地に建物を建て、地代を B さんに 10 年支払った。A さんは賃借権を取得時効でき、本当の地主 C さんに土地を貸してもらえ。一方、取得時効に農地法は関係がない。農地法は農業をやらない人に農地占有させない規定。問題文に「継続的に耕作して」とあるので

平成22年度 問6

両当事者が損害の賠償につき特段の合意をしていない場合において、債務の不履行によって生じる損害賠償請求権に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

- 1 債権者は、債務の不履行によって通常生ずべき損害のうち、契約締結当時、両当事者がその損害発生を予見していたものに限り、賠償請求できる。(損害賠償の範囲・416条1項)
- 2 債権者は、特別の事情によって生じた損害のうち、契約締結当時、両当事者がその事情を予見していたものに限り、賠償請求できる。(損害賠償の範囲・416条2項)
- 3 債務者の責めに帰すべき債務の履行不能によって生ずる損害賠償請求権の消滅時効は、本来の債務の履行を請求し得る時からその進行を開始する。(消滅時効の起点・166条)
- 4 債務の不履行に関して債権者に過失があったときでも、債務者から過失相殺する旨の主張がなければ、裁判所は、損害賠償の責任及びその額を定めるに当たり、債権者の過失を考慮することはできない。(過失相殺・418条)

解説

1. 誤り。「通常生ずべき損害」を賠償させるのが目的。つまり、常識的に考えられる損害を賠償しろと言ってる。決して「当事者が予見したものに限る」とは言ってない。
2. 誤り。1項が常識の範囲内で考えられる損害。2項が常識の範囲を超えている損害。それが「特別事情によって生じた損害」。そのときに、債務者がその特別な事情を予見できたことを債権者は立証しなければならない。両当事者じゃなくて債務者が予見するんだから×。「予見していたもの」以外に「予見できる可能性があったもの」も含まれるので×。
3. その通り。消滅時効の起算点は、「権利を行使できる時」。「債務者の責めに期すべき債務の履行不能」というのは、例えば建物の引き渡し債務を負っている債務者が、地震などによって建物がなくなってしまったような場合。
4. 債務不履行(不法行為)の原因が債務者だけでなく債権者の過失にもあるのなら、双方の過失の割合を考慮して損害賠償額を減額する(過失相殺)。過失相殺は当事者の主張によって行われる物ではなく裁判所が勝手にやるので×。

1. 時効とは

時効とは、時間の経過により、法律関係の効力が変化し、これまで持っていなかった権利を取得したり、これまで存在した権利が消滅することを言います。

時効は大きく分けて2つに分けられます。

他人のものを長い間、自分のもののように使っていた結果、そのものをが自分のものになることを、**取得時効**と言います。

逆に自分の権利を主張しなかったため、その権利がなくなってしまうような時効を、**消滅時効**と言っています。

2. 取得時効

(1) 成立要件

取得時効が成立する要件は、以下の2点を満たさなければなりません。

- ・ **所有の意思をもって平穩かつ公然に占有する。**
- ・ **占有者が占有のはじめ善意無過失のときは10年、そうでないときは20年占有する**

例えば、賃貸アパートに20年間、平穩かつ公然に住み続けてもアパートは決して自分のものになりません。なぜなら、自分のものにすると考えて住んでいないためです。

また「占有者が占有のはじめ」**善意無過失**のときは10年、**善意有過失**、悪意は20年占有すれば取得時効が成立することになっていますが、占有のはじめだけを言っていますので、善意無過失のあと悪意になったとしても10年で取得時効できることとなります。

さらに時効期間を自分自身で直接やる必要はありません。

例えば、自分が3年、Xが4年、Yが10年、Zが8年でも取得時効は成立します。

(2) 効果

例えばAの土地を善意無過失のBが、所有の意思をもって平穩かつ公然に10年間使用した場合、Bは、時効が完成するため、Aの土地はBのものになります。

そして、時効が完成した効果は、占有を開始したときに遡って発生することになります。つまり、**時効完成日からBのものになるのではなく、Bが土地を使い始めた日に遡ってBの土地だった**となります。

(3) 第三者

【例題】

BがAの土地を時効取得するケースで、

- ① Aがこの土地をBの時効完成前に、Cに譲渡しその後Bの時効が完成した土地は、BCどちらのものになるか？
- ② Aがこの土地をBの時効完成後にCに譲渡した、土地は、BCどちらのものになるか？

【回答】

① 登記に関係なくBが勝ちます！

AからCに譲渡した時点ではBの時効は完成していませんので譲渡人Cは、誰からも文句を言われることなく、自分の者だと、公言（登記）することが出来るはずですが、それを行わない間に、Bの時効が完成したのならCはBの時効の完成を見過ごしていたこととなります。つまり容認していたと考えられます。よってBが勝つということになります。

② BCの内、先に登記をした方が勝ちます。

時効が完成しているBは、この土地は自分の物だといつでも公言（登記）することが出来るはずですが、一方Cも、自分がAから譲り受けたことを、いつでも公言（登記）することが出来るはずですが、よってBもCも対等の立場であると言えます。対等な立場である以上、いち早く自分の土地だと公言（登記）した方が、勝つこととなります。

3. 消滅時効

(1) 成立要件

所有権以外の権利は、次の期間行使しない場合消滅します。

- ① 債権は、原則10年（例外有り）
- ② 地上権、抵当権等は、20年

(2) 起算日

消滅時効は、権利を行使できるときから進行します。

以下具体的に言います。

① 確定期限付債権⇒期限が到来した時から進行

1/1に支払う

⇒1/1が起算日でここから時効がスタートする。

② 不確定期限付債権⇒期限が到来した時から進行

父親が死んだら払う

⇒父親が死んだ日が起算日でここから時効がスタートする。

③ 条件付債権⇒条件が成就した時から進行

会社に就職できたら払う

⇒就職日が起算日でここから時効がスタートする。

④期限の定めがない債権⇒直ちに進行
いつ支払うか決めていない
⇒契約日が起算日でここから時効がスタートする。

時効の進行は当事者が知る、知らないと言う意思に関係なく進行します。

時効の利益は、あらかじめ放棄がすることはできません。
なぜなら、時効と言うものは当事者の意思であらかじめ
コントロールすべき性質のものではないためです。

(3) 時効の中断

時効は、以下の場合に中断します。

時効の中断とは、それまで進行した時間をゼロに戻すことを言います。

①請求

債権者に金を返せと催促し、この催促後6ヶ月以内に裁判所に訴え、
勝訴を得ることで催促の時に遡って時効は中断します。

②承認

債務者が金は借りている認めれば中断します。
これは口頭認めるだけで直ちに中断の効力が発生します。
訴えなど必要ありません。